

第1 基本的な考え方

広告掲載する広告は、社会的信用度が高く、公序良俗に反せず、町民福祉の理念に沿い、町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、広告の内容及び表現が、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

第2 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途要領において定めるものとする。

第3 掲載基準

1 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの
- (6) 個人の名刺広告に類するもの
- (7) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (10) 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品などの不適切な商品若しくはサービスを提供するもの
- (11) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (12) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (13) 次の業種又は事業者に係るもの
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種
 - イ ギャンブル性を有する業種
 - ウ 消費者金融
 - エ 町税を完納していない事業者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
 - カ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者
 - キ 各種法令に違反している業種又は事業者
 - ク 社会問題を起こしている業種又は事業者

- (14) 次の表現等を含む消費者保護又は青少年の保護の観点から適切でないもの
 - ア 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
 - (ア) 誇大な表現（誇大広告）であるもの及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - (イ) 射幸心を著しくあおる表現
 - (ウ) 人材募集広告において、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令を遵守していないもの
 - (エ) 虚偽の内容を表示するもの
 - イ 次に例示するような青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (ア) 水着姿及び裸体姿等で広告の内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連することにより、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - (イ) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
 - (ウ) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
 - (エ) 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
 - (15) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの
- 2 長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号）第5条又は同条例第6条第3項に定める許可を要する広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性及び都市の良好な景観若しくは風致に配慮するとともに、自動車等運転者の注意力を散漫にするなど交通の安全を阻害するものであってはならない。
- 3 1に掲げる基準は、当該広告だけでなく、当該広告にリンクしているホームページその他の当該広告と直接に関連付けられている部分についても準用する。